

総務文教常任委員会記録

令和8年3月25日

【開催日】 令和8年3月25日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前11時50分～午後0時7分

【出席委員】

委員長	中岡英二	副委員長	伊場勇
委員	大年恒夫	委員	北永千賀
委員	白井健一郎	委員	藤岡修美
委員	宮本政志		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副市長	古川博三		
総務部長	辻村征宏	総務部次長兼人事課長	古屋憲太郎

【事務局出席者】

事務局次長	中村潤之介	議事係長	岡田靖仁
-------	-------	------	------

【審査内容】

- 1 議案第36号 山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 閉会中の継続調査事項について
- 3 その他

午前11時50分 開会

中岡英二委員長 ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。本日の審査日程は、お手元に配付してありますとおりです。まず、審査内容1、議案第36号山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明を求めます。

古屋総務部次長兼人事課長 議案第36号山陽小野田市長等の給与に関する条

例の一部を改正する条例の制定については、障害福祉医療費助成に係る高額療養費の未請求事案に関し、市長及び副市長の責任を明確化するために改正を行うものであります。改正の内容は、市長及び副市長の給料月額を令和8年4月1日から令和8年6月30日までの間、20%を減額するものであります。以上でございます。御審査のほどよろしく願います。

中岡英二委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

宮本政志委員 処分対象となる職員の人数をお聞きいたします。

古屋総務部次長兼人事課長 減給処分が7人となっております。

宮本政志委員 7人の職員の方の階級をお聞きします。

古屋総務部次長兼人事課長 課長級が3人、課長補佐級が1人、係長級が2人、一般職員が1人となります。

宮本政志委員 部長級が含まれてないのはなぜでしょうか。

辻村総務部長 懲戒処分の仕方については、国の懲戒処分の指針がございます。懲戒処分を行う場合においては、その懲戒の事案の発生原因、内容、関与等によって総合的に決定されます。直接ミスを犯した職員が一番重たくなるというようなものです。部長等につきましては、その事案に関してどこまで関係できるかといったところ言えば、今回は所属課内で事務が処理される案件ですので、部長の関与を考慮し、今回は関与がなかったというところがございます。

宮本政志委員 市長、副市長が3か月の間20%減給ということで、自戒の程度が重いと思うけど、ほかの職員の処分は具体的にはどのようなになるの

ですか。

辻村総務部長 一月から三月の間の減給で、責任によって減給の期間が変わります。

宮本政志委員 先ほど本会議では総括大綱的な質疑ではなく委員会で聞こうと思っていたことが質疑されましたが、先ほどの答弁の中で今回の事象の発生は人員不足によるものではないかと少し感じたんですよ。発生原因は人員不足ですか。

辻村総務部長 何をもって人員不足かというところがあると思います。残業はありますけども、今回の件につきましては、人員不足ではなく、事務処理の引継ぎや法令の理解不足が問題でした。事務処理自体が煩雑でかなり手がかかるというところはございましたけれども、人員不足がそれに影響するかというと、直接的にはそれはないと考えています。

宮本政志委員 答弁の中で「煩雑」という言葉がありました。煩雑ということは、人員を増やせばその煩雑さが軽減されると思ったんですけど、違うんですね。そうすると、全体を踏まえて、今回のような事案がもう発生しないように、今後の体制をどのように整えていくか、具体的にお聞きしたいですか。

辻村総務部長 再発防止について、まず、煩雑な業務については特にその必要がありますが、マニュアルをつくるなどによって事務の引継ぎが確実に行われるような体制をつくります。また、組織内で業務の共有というか、上司も進捗管理ができるような体制なりチェックリストなりをつくるということ、あとはそれぞれの職員が法令を理解できるよう庁内のOJTを行うなどの中で調整していきたいと考えております。

古川副市長 総務部長が今後こういうことが起こらないようにという対応の件

を申しましたが、まず、この事件が起きた後すぐに臨時庁議を開きまして、臨時庁議というのは各部長が構成員ですが、部長のほうにこういうような事案が起きて部下に徹底するよとということ促しました。それと、適正な事務処理の実施ということで、部長が申しましたようなことを各職員各位に文書通知をいたしております。

大年恒夫委員 市長、副市長は給料月額の20%減ですが、この20%減の根拠があれば教えてください。

古川副市長 地方公務員法により職員の懲戒処分の場合は、減額幅は10分の1までという規定があります。しかし、市長、副市長は組織の統括者として、この事案の軽重に鑑みの中で10分の2を3か月減額が相当であると市長が判断されたものでございます。

伊場勇副委員長 この条例に係る給与減額の影響額はどの程度ですか。

古屋総務部次長兼人事課長 市長は54万5,400円、副市長は44万4,000円になります。

白井健一郎委員 先ほど引継ぎがすごく大切だという話がありました。前任者が過失によって見落としていた場合に間違ったことが引き継がれるというおそれはないのでしょうか。

辻村総務部長 間違ったことが引き継がれば、当然そうなります。そういうことがないように、まず業務を正しく理解して引き継いでいただくというところです。委員が言われた懸念は起こり得ると思います。

白井健一郎委員 業務を行うに当たっての適法な事務処理について、先ほど副市長が答弁されましたけど、部長はいかにお考えでしょうか。

辻村総務部長 再発防止で述べましたように、業務に関連する法令等について理解して、それを職員で共有していくことが大切だろうと思っていますので、その辺についても改めて職員に周知しているところでございます。

中岡英二委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。議案第36号について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中岡英二委員長 全員賛成により、本件は可決すべきものと決めます。暫時休憩します。

午後0時1分 休憩

午後0時5分 再開

中岡英二委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。審査内容2、閉会中の継続調査事項について、お手元に資料があると思います。下から6番目、「新型コロナウイルス感染症等に関すること」とあります。「等」を入れる訂正が入っておりますので、改めて御覧ください。閉会中の調査事項について、省くとか追加したいとか、そういうものがありましたらお願いします。

伊場勇副委員長 委員長から「等」をつけるということで報告がございました。新型コロナウイルス感染症で大変であった時期には、集まり方を工夫して協議して、いろいろ対策等々を講じてきました。現在もマイコプラズマ肺炎やRSウイルスなどいろいろな感染症がはやっています。それらに変異するということも考えられると。私たちはそういう経験をして今

日に至っているので、「等」をつけてその他の感染症についても臨機応変に所管事務調査を行う必要があると思いますので、「等」をつけることには賛成いたします。

中岡英二委員長 ほかにありますか。「等」をつけることに異議はないですね。
（「なし」と呼ぶ者あり）それでは「等」をつけたいと思います。それでは、削除するとか追加するとか、ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは3番、その他、何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

伊場勇副委員長 先ほどの所管事務調査事項について、もう一度異議がないかどうかの確認をしたほうがいいと思います。

中岡英二委員長 それでは、お手元の資料のとおり決定したいと思います、異議ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それではこのとおりに調査事項を決定します。その他何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
以上で総務文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時7分 散会

令和8年（2026年）3月25日

総務文教常任委員長 中岡英二